

＜ アルファノート加盟店規約 ＞

このアルファノート加盟店規約は、アルファノート株式会社（以下「当社」といいます。）と当社の提供する決済サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用する加盟店との間の権利関係について定める規約です。

- 第1条 （定義）**
本規約において、次の各号の用語は、それぞれ当該各号に定める意味を有するものとします。
- (1) 対象取引
会員と加盟店との間における取引であって、対象決済手段による決済の対象とするものをいいます。
- (2) 対象決済手段
カード、当社発行電子マネーその他の当社所定の決済手段のうち、本契約に基づく決済の対象とするものをいいます。
- (3) カード
クレジットカードその他の当社所定の決済用のカードであって、本契約に基づく決済の対象とするものをいいます。
- (4) 会員
カード、その他の当社所定の決済手段を正当に保有し、当該決済手段により決済を行う者をいいます。なお、会員には、家族カードを付与された家族会員も含まれます。
- (5) 加盟店
本規約に基づき当社に加盟を申し込み、当社がその加盟を認めた法人又は個人をいいます。
- (6) CAT等
クレジットカード・オーソリゼーション・ターミナル（CAT）の端末機その他通信機能を利用してカードの有効性を確認するための機器をいいます。
- (7) 商品等
商品（商品券等の権利を含みます。以下同じ。）又はサービスをいいます。
- (8) 売上債権
対象取引により加盟店が会員に対し取得する金銭債権（消費税相当額及び送料の額を含みます。）であって、本契約に基づく決済の対象とするものをいいます。
- (9) 決済額
前号の売上債権の額をいいます。
- (10) 提携会社
当社が対象決済手段の取扱いを可能とするために提携する会社をいいます。例えば、カード決済との関係では、アクワイアラー・カード会社等の当社が提携する会社をいいます。
- (11) 発行会社
対象決済手段の発行会社又は提供会社をいいます。例えば、カード決済の場合は、会員に対し、カードを発行する会社（イシューア）をいいます。
- (12) 提携組織
対象決済手段に係る運用ルール（ブランドルール）等を制定し、その統括を行う会社又は組織をいいます。例えば、VISAブランドのカードとの関係では、VISA International Services Association、MasterCardのブランドのカードとの関係ではMasterCard International Inc.、銀聯のブランドのカードとの関係では中国银联股份有限公司及び銀聯国際有限公司（以下あわせて「銀聯」といいます。）等をいいます。
- (13) 提携組織の規則等
提携組織又は提携会社が定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション、ガイドライン等、及び提携組織又は提携会社の指示、命令、要請等をいいます。
- (14) 秘密情報
相手方から開示を受けた情報であって、次のいずれにも該当しない情報をいいます。
- ①当該情報を受領した時点で、既に公知であった情報
 - ②当該情報を受領した後に、当該情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
 - ③当該情報を受領した時点で、当該情報を受領した者が既に保有していた情報（守秘義務の制約の下で相手方から開示された情報を除きます。）
 - ④当該情報を受領した後に、守秘義務に服さない第三者から守秘義務を負うことなく適法かつ正当に開示を受けた情報
- (15) チャージバック事由
次のいずれかに該当する場合をいいます。
- ①発行会社が、対象取引に係る決済額について、会員への請求を停止し、又は会員からの支払受領後に会員に対しその返金を実施した場合
 - ②当社又は提携会社が、発行会社から、①による請求停止又は返金の通知を受けた場合
 - ③発行会社が、提携会社若しくは当社に対する支払を拒絶した場合、又は返金事由になると判断して当社若しくは提携会社に通知し、当社若しくは提携会社において当該主張が正当と判断し、当該返金の要求に従う場合
 - ④提携会社が、対象取引に係る決済額について、当社に対する支払を拒絶し、又は当社に対して返金を求めた場合
 - ⑤当社が、提携会社より、④による支払拒絶又は返金の通知を受けた場合
 - ⑥会員が、当社、発行会社又は提携会社に対し、加盟店に対して有する抗弁事由（必ずしも抗弁権である必要はなく、債務不履行による解除権その他の請求権を有している場合等を含みます。）の存在を主張し、対象取引に係る決済額の支払を拒絶し、又は返金を求めた場合
 - ⑦対象取引に係る決済が未成年者取消しその他の事由により無効となった場合
 - ⑧加盟店が本契約に違反して対象取引を行った場合
 - ⑨加盟店が当社に送付した売上票・売上集計表若しくは売上データが正当でないこと、又は、売上票・売上集計表若しくは売上データの内容に虚偽の記載が含まれていることが判明した場合
 - ⑩加盟店が、当社の書面による承諾なく、当社に対する第12条に基づく支払金の請求債権を、第三者に譲渡・買入等した場合
 - ⑪その他、会員からの苦情、発行会社又は提携会社からの請求等に基づき当社が実施する調査により、不当請求・不正決済の疑いがあり、チャージバ

- ックが相当と判断した場合
- (16) チャージバック
前号のいずれかの事由により発生する決済の取消処理をいいます。
 - (17) 個人情報
個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいいます。
 - (18) セキュリティガイドライン
クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」（旧名称「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」。名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準に相当するものを含みます。）であって、その時々における最新のものをいいます。
 - (19) カードの会員番号等
カードに係る番号、有効期限、暗証番号、セキュリティコードその他のカードを利用した決済で一般的に用いる情報をいいます。
 - (20) 本規約
この「アルファノート加盟店規約」をいいます。
 - (21) 本規約等
本規約及びこれに付随する付随規約、提携組織の規則等、取扱要領等をいいます。
 - (22) 付随規約
本規約に付随する規約をいい、「カードの取扱いに関する特約」、「加盟店情報の取扱いに関する同意条項」等を含みます。
 - (23) 取扱要領等
当社の取扱要領、マニュアル等であって、当社が加盟店に当社ウェブサイトにおいて周知し又は個別に通知するもの、及び当社による個別の指示をいいます。
 - (24) 本契約
本規約に基づき成立する当事者間の対象決済手段の決済のための契約をいいます。なお、付随規約についても、本契約の内容を構成します。
 - (25) 個別契約
個別契約とは、本契約に関し、当事者間で個別に書面で締結された契約をいいます。
 - (26) 当事者
加盟店及び当社をいいます。
 - (27) 第三者
加盟店及び当社以外の者をいいます。
 - (28) 委託先
いずれかの当事者との関係で、当該当事者が、本契約に係る業務を委託する者をいいます。また、数次委託の場合の委託先を含むものとします。
 - (29) 書面
書面又は電磁的方法（電子メールを含みます。）による文書・書類等をいいます。
 - (30) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、先に掲げる者の共生者、先に掲げる者に準ずる者をいいます。

第2条 （本契約の締結）

1. 加盟希望者が、本規約等を承認のうえ、当社に本規約等に基づき加盟を申し込み、当社がこれを承諾し、加盟店として登録した日に、本契約は成立するものとします。
2. 本契約は、加盟店が記名・捺印した申込書をPDFファイルその他当社が認める画像ファイルの形式に変換し、これをメールに添付する方法により提出し、当社が、書面により承諾する方法によっても、成立するものとします。
3. 加盟店は、本規約に基づく申込を行う際には、当社所定の申込書の様式を用いるものとします。
4. 個別契約により、本規約等と異なる条件で合意した場合には、当該個別契約の内容が、本規約等に優先するものとします。
5. 本規約の内容と、付随規約の内容とが齟齬する場合には、付随規約の条件が優先するものとします。

第3条 （本サービスの内容）

1. 当社は、加盟店に対し、本サービスを提供します。ただし、本サービスの内容（決済手数料その他の経済条件を含みます。以下同じ。）については、別紙に定め、当社から加盟店（加盟店希望者）に対し交付するものとします。
2. 当社は、提携会社からの要請、提携組織の規則等の変更、通信回線の利用条件の変更、当社のシステム仕様の変更その他相当な事由がある場合は、当該変更の内容を事前に加盟店に通知のうえ、加盟店から都度承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更できるものとします。本項に基づく変更により加盟店に生じた損害等については、当社は一切責任を負いません。
3. 加盟店は、当社に対し、第1項の別紙記載の決済手数料、チャージバック手数料、トランザクション料、その他の諸費用を支払うものとします。消費税・地方消費税がかかる場合には、加盟店は、消費税・地方消費税相当額を負担するものとします。なお、チャージバック手数料は、チャージバックの件数に応じて算定するものとし、トランザクション料は、決済の成功、失敗にかかわらず、認証件数に応じて算定するものとします。また、諸費用との表現を用いていますが、消費税法等との関係では、厳密には、金銭債権の買取に係る差益との法律構成を取るものとします。
4. 加盟店は、前項の費用に加え、当社が加盟店にCAT等を貸与する場合には、その費用として当社所定の金額を支払うものとします。詳細については、「CAT等の端末貸与条件特約」のとおりとします。
5. 対象取引に係る決済額の支払拒絶（第11条第1項参照）、返金（同条第2項参照）、支払留保（同条第3項参照）又は本契約の途中解約が発生した場合においても、前二項の手数料・費用は返還しないものとします。
6. 加盟店は、当社のシステムを利用するために必要な環境を自己の責任と費用で準備し、維持するものとします。また、当社のシステムにアクセスするための通信料については、加盟店の負担とします。

第4条 （取扱店舗・商品等の事前申請・承認）

1. 加盟店は、次の各号の事項について、本サービスとして提供される範囲内で、その取扱いを希望するところに従い、当社所定の**手続方法**に従って申請し、当社の承認を得るものとします。これらの事項の変更を希望する場合も、同様とします。承認を得られなかった決済手段、決済の種類、決済場所、商品等による決済は、認められません。
 - (1) 取り扱う対象決済手段の種類
 - (2) 対面・非対面の別
 - (3) 対面の対象取引を行う場合の決済の場所（店舗・施設等）、決済の方法（CAT等）
 - (4) 非対面の対象取引を行う場合に当該取引を管理する店舗・施設等、及びその決済の方法（取扱ウェブサイト等）
 - (5) 取り扱う商品等の種類
 - (6) 特商法5類型（訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務、連鎖販売、又は業務提供誘引販売）のうち、対象取引として取り扱う類型がある場合は、その取り扱う類型
 - (7) その他、当社ウェブサイト又は通知により当社が事前承認を要する事項として指定する事項

2. 当社は、法令／提携会社との契約の遵守、行政対応、セキュリティ対応、苦情対応、与信管理対応等の目的のために必要と認められた場合、前項各号の承認に際して条件を付すことができるものとします。また、前項に基づく承認後においても、当社は、かかる目的のために必要と認めた場合、一切の責任を負うことなく、将来に向かって、当該承認の全部又は一部を撤回し、又は当該承認の条件を追加又は変更できるものとします。
3. 第1項による当社の承認は、加盟店が取り扱おうとする商品等が、第6条に定める取扱禁止商品等に該当しないことを保証するものではありません。
4. 加盟店が当社の承認を得られていない決済手段、決済の種類、決済場所、商品等の決済を行ったと当社が合理的に判断した場合、当社は当該未承認の決済手段等ごとに（例えば複数の国際ブランドの決済手段を加盟店が行ったときは、当該決済手段ごとをいいます。）、違約金として過去1年間の決済額の合計の50%相当額を請求できるものとします。

第5条 （届出事項の変更）

1. 加盟店は、商号・代表者・所在地・電話番号・支払用の預金口座・法人番号、その他当社所定の届出事項に変更が生じた場合は、直ちに所定の届出書の様式により当社への届出を行うものとします。
- 前項の届出がないため、当社からの通知、送付書類又は決済額の支払等が遅延し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。また、この場合において、当社からの通知、送付書類又は決済額の受領に関し加盟店と第三者との間で紛議が生じたとき、加盟店は自らの責任において解決にあたるものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。
- 加盟店は、当社の書面による承諾により本契約上の地位を譲渡その他の方法により移転した場合であっても、当該移転日より前になされた加盟店の行為（本規約に基づく売上処理を含みます。）については、チャージバック、決済取消しその他の事由により当社に対する債務が生じた場合には、その発生時期が当該移転日の前後にかかわらず、譲渡人・譲受人が連帯してこれを履行する義務を負うものとします。
- 加盟店は、第1項の届出がなされていない場合であっても、当社が適法かつ適正な方法（国税庁等の公的機関が管理する情報を取得する方法を含みます。）により取得した加盟店情報に基づき、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、第1項の変更届出があったものとして取り扱うことがあることを承諾します。

第6条 （取扱禁止商品等）

- 加盟店は、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある商品等を取り扱ってはならないものとします。
- (1) その販売又は提供が法令又は公序良俗に違反するもの
 - (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約の国内法、その他関連法令の定めに違反するもの
 - (3) 第三者の知的財産権（知的財産基本法第2条第2項参照）、肖像権、その他の権利を侵害するもの
 - (4) 提携組織の規則等により取扱いが禁止されるもの（提携組織が第1号に反すると判断するもの及び提携組織の規則等定める条件を満たさないものを含みます。）
 - (5) 商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高いもの
 - (6) その他、会員との紛議若しくは不正利用の予防、適正な与信管理、又は当社、提携会社若しくは提携組織の信用維持の観点から、取扱禁止商品等として当社が不適当と判断するもの

第7条 （決済の方法）

1. 加盟店は、対象取引を行うカード取扱店舗（又は決済を行うウェブサイト）の見やういところに当社の指定する加盟店標識（VISA、MasterCard等の当社の指定するマーク）を掲示するものとします。
2. 加盟店は、対象取引に係る決済の申し出を会員から受けた場合には、善良な管理者の注意をもって、会員と決済を申し出た者との同一性について確認し、対象取引について、当社所定の方法により当社に承認を求めるとし、承認を経た後に対象取引を実施するものとします。ただし、加盟店は、当社による承認の有無にかかわらず、決済を希望する顧客に不審な点がある場合又は顧客が提示したカード等に不審な点がある場合には、本契約に基づく決済を行ってはならないものとします。なお、当社の承認は、会員と決済を申し出た者との同一性を保証するものではありません。
3. 加盟店は、前項に基づき対象取引を実施後、当社所定の売上票・売上集計表、又は売上データの様式を用いて、対象取引に係る事項を当社所定の手続きにより当社に提供するものとします。
4. 加盟店は、本契約に基づく決済を行った場合、直ちに商品等を会員に引渡し又は提供するものとします。また、売上票又は売上データに記載の売上日に引渡し又は提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。
5. 加盟店が、第3項に基づき、当社に、売上票又は売上データを提供した時点をもって、本契約に基づく決済の対象となる売上債権は、加盟店から当社に移転するものとします。また、その後、決済の取消処理がなされた場合、当該処理が完了した時

- 点（ただし、第11条第1項に基づく支払拒絶の場合は支払拒絶の通知の時点とし、同条第2項に基づき返金の場合は、当社に対する返金の完了の時点とします。）で、債権譲渡は、取り消されるものとします。
6. 前項の売上債権の移転時に当該売上債権に対応する商品等の所有権は当社に移転するものとします。また、前項の決済の取消処理がなされた場合、当該売上債権が加盟店に支払済みのときはその返金時及び当該売上債権が加盟店に未払のときは直ちに、当該売上債権に対応する商品等の所有権は加盟店に返還されるものとします。
 7. 当社は、商品等の所有権が加盟店に帰属又は返還済みであっても、当社が必要と認めた場合には、加盟店に代わって商品等を回収することができるものとします。

第8条 （セキュリティ対応措置）

1. 加盟店は、会員の個人情報（取得しようとしているものを含みます。以下同じ。）を、善良な管理者の注意をもって厳重に保管するものとし、会員から同意を得た目的又は法令に基づき認められた目的以外の目的に利用してはならず、個人情報が増えいしないよう適切なセキュリティ措置を講ずるものとします。
2. 加盟店は、当社が加盟店に当社ウェブサイトログインするためのID・仮パスワードを付与した場合には、直ちにパスワードを設定するものとします。
3. 加盟店は、ID・パスワードが増えい等しないよう、善良な管理者の注意をもって、これらを安全に管理するものとします。
4. 加盟店は、担当者の変更・退職があった場合、又はパスワードが増えい等したおそれがある場合には、速やかに、パスワードを変更するものとします。
5. 加盟店は、パスワードの設定・変更に際しては、当社所定の基準（12文字以上で英数双方を含むこと）を遵守するものとします。
6. 加盟店に係るID・パスワードが増えい等により流出し、第三者が加盟店を装って当社ウェブサイトログインした場合においても、当社は、当該第三者による行為について、責任を負いません。
7. 加盟店は、加盟店が入手したパスワードが当社所定の回数を超えて、誤って入力された場合には、アカウントがロックされ、当社ウェブサイトログインできなくなる場合があることを了承します。

第9条 （法令等の遵守）

1. 加盟店は、商品等の販売・広告・顧客情報管理、その他の業務の遂行に際しては、次の各号を遵守するものとします。
 - (1) 法令、公序良俗に違反するおそれのある商品等を取り扱わないこと
 - (2) 古物、酒類、米穀類等取り扱いに法令上の許認可その他の手続きが必要な場合には、その手続きを完了していること
 - (3) 特定商取引に関する法律、消費者契約法、景品表示法、個人情報保護法その他適用を受ける法令・ガイドラインを遵守すること
 - (4) ウェブサイトで利用者が操作ミス、勘違い等による錯誤を生じないような分かりやすい申込画面設定や記載表現をすること
 - (5) 売上データ（売上票・売上集計表を含みます。）及び対象取引に関する証拠を、対象取引完了後7年間保管し、当社が必要と認めた場合に当該売上データを当社に提供すること
 - (6) 上記のほか、公的機関から命令、指導等がなされた場合は、それらを遵守すること
2. 加盟店が前項を遵守するために要する費用は、加盟店の負担とします。

第10条 （禁止事項）

- 加盟店は、次の行為又はこれに類する行為を行わないものとします。また、加盟店の役員又は従業員が次の行為又はこれに類する行為を行った場合についても、加盟店がこれを行ったものと同みなします。
- (1) 加盟店が加盟店として届け出た名義を第三者に使用させ、又は当社が貸与したCAT等を第三者が使用することを容認する等、加盟店が当該顧客と直接取引をしたかのように装うこと
 - (2) 本契約に基づき当社から交付を受けた売上票・売上集計表又は本サービスに係るシステムを、本契約に基づく決済以外の用途に使用し又はこれらを当社の承諾を得ていない第三者に使用させること
 - (3) 顧客との間に真実取引がないのに、それがあるかのように会員と通謀しあるいは会員に依頼して取引があるかのように装うこと
 - (4) 対象取引その他の事項について当社に虚偽を含む情報を伝達し、又は報告すること
 - (5) 会員に対象取引について勧誘をするに際し、不実告知、重要事項の不告知、執拗な勧誘、その他違法又は不適切な勧誘行為（会員の利益の保護に欠ける行為を含みます。）を行うこと
 - (6) 売掛金、貸付金その他の既存債権の決済又は回収のために本規約に基づく決済を利用すること
 - (7) 暗証番号、セキュリティコード（CVV2・CVC2・CVN2）、その他当社が保管・保持を禁止する情報を保管・保持すること
 - (8) 本規約に基づく決済手段による決済を求めた会員に対し、正当な理由なく本規約に基づく決済を拒絶し、又は現金払いを要求すること
 - (9) 第4条第1項に基づき承認を得られていない決済手段、決済の種類、決済場所、商品等の決済を行うこと
 - (10) 会員に対し、現金金と異なる代金・料金を請求する等、カード等の取引について差別的な取扱いをすること
 - (11) クレジットカードの現金化、換金を目的とする商品等の販売、その他これと類する行為のために、又は違法行為のために若しくは違法行為に関連する支払のために本契約に基づく決済を行うこと
 - (12) 当社が付与するID又はパスワードを、第三者に伝達し、又は漏えいすること
 - (13) 当社、発行会社、提携会社、又は提携組織を中傷する行為、その他当社、発行会社、提携会社、又は提携組織の信用を棄損する行為
 - (14) 当社の書面による承諾なく、本契約上の地位を譲渡その他の方法により第三者に移転すること
 - (15) 当社の書面による承諾なく、当社に対する債権を、第三者に譲渡・買入等すること
 - (16) 当社の書面による承諾なく、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託すること
 - (17) 加盟店（代表者及びその関係者を含みます。）が保有するカードを利用して、本規約に基づく決済を行うこと

第11条 （支払の拒絶・留保・返金）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、決済の取消処理をして、決済額の支払を拒絶できるものとします。
 - (1) チャージバック事由が発生した場合
 - (2) 加盟店が決済の取消申請を行った場合において、当社がその取消しを承認する場合
 - (3) その他、加盟店の商材又は取引状況（債務の確認、債権の申立てを含みます。）について、当社が調査又は第三者から照会等を受け等して、信用状態の著しい悪化や信頼関係の破壊その他の本契約の適正かつ円滑な履行が期待できないと当社が判断した場合
2. 前項各号のいずれかに該当する事由がある場合において、当社が既に加盟店に対し、決済額について支払済みである場合には、その返金を求めることができるものとします。
3. 加盟店が行った対象取引の内容その他加盟店の状況等を踏まえ、第1項各号のいずれかに該当することとなる可能性があると当社が判断する場合において、調査の必要があると認めたときは、当社は、その調査が完了するまでの間、又は加盟店が会員との紛議を解決するまでの間、その他当社が必要と認める時期まで、加盟店に対する決済額等の全部又は一部、支払を留保できるものとします。この場合、当社は、支払留保の締結となった対象取引に係る決済額に限られず、当該加盟店に対する全ての取引に係る決済額について留保する権限を有するものとします。
4. 前項に定める決済額のほか、加盟店による本サービスを利用しての決済額に係る各回の当社からの振込のうちいずれかの振込予定額が過去4か月の期間内のいずれかの当社からの決済額に係る振込額と比べて30%以上減少した場合又は300%以上増加した場合、当社は、チャージバック等による与信リスクに対応するために当社が必要と認める範囲で、決済額の全部又は一部を支払い、最長1年間留保できるものとします。
5. 会員と加盟店との間で紛議が生じた場合、決済額の支払は以下のとおりとします。
 - (1) 加盟店が、決済の取消処理を希望する場合、当社所定の手続に従い、取消申請処理を行うものとします。なお、提携会社との契約の内容その他の諸事情を考慮し、当社は取消しを承認しない場合があります。
 - (2) 前号に基づく決済の取消しを当社が承認する場合において、当社から加盟店への支払が未了の場合、当社は決済額の支払を拒絶できるものとします。当社から加盟店への決済額の支払が完了済の場合、加盟店は当社の請求に応じ当社所定の方法により当該決済額を遅滞なく返金し、又は、当社は次回以降の加盟店に対する支払額から控除できるものとします。
 - (3) 当該紛議が解決し、加盟店からそれを証する書面を添えてその旨の通知があった場合、当社は、加盟店に決済額を支払うものとします。ただし、会員から異議が述べられる等、当社が紛議が解決していないと合理的に判断する場合、又は第1項の支払拒絶事由若しくは支払留保事由がある場合、当社は、支払を拒絶し、又は支払を留保できるものとします。
6. 当社は、本条に基づき支払を留保又は拒絶した場合、支払拒絶事由の解消後に生じた遅延損害金を除き、法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとします。

第12条 （支払方法）

1. 当社は、決済額について、別紙に定める締切日（又は両当事者間で別途合意する締切日）に締め切り、別紙に定める支払日（又は両当事者間で別途合意する支払日）にそれぞれの合計金額から第3条に定める決済手数料、チャージバック手数料、トランザクション料、その他の諸費用を差し引いた金額を加盟店の指定する口座へ振り込む方法により支払うものとします。支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日に支払うものとします。なお、当社と加盟店の間でなされる支払いに必要な振込手数料は、加盟店が負担するものとします。
2. 加盟店は、前項の当社からの振込額について誤りがないか遅滞なく確認するものとします。当社は、支払後1年間の経過をもって、誤り等に関する一切の責任を免れるものとします。

第13条 （相殺）

1. 本契約に基づき、加盟店が当社に対して負担する債務の全部又は一部が未払いの場合、当社は、当社の選択により、次回以降の加盟店に対する支払金と相殺できるものとします。
2. 第24条第1項第2号から第5号のいずれかの事態が発生した場合、本契約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務と当社が加盟店に対して請求する口座でできる一切の金銭債権（本契約に基づくものであるか否かは問いません。）とは、何らの意思表示を要せず、当然に対当額と相殺されるものとします。
3. 本契約の解除条項若しくは第24条第1項各号（第2号から第5号を除きます。）のいずれかの事態が発生した場合、又は当社が必要又は適当と認めた場合、当社は、本契約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務その他の債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本契約に基づくものであるか否かは問いません。）とを相殺することとします。
4. 当社は、加盟店が当社のグループ会社（アナザーレーン株式会社を含みます。）に対して負担する債務のうち、期限の到来してはならないものを立替払いをすることができることとし、当該立替払いにより立替払い額と同額の求償債権を加盟店に対して取得して、当社が加盟店に対して負担している債務と相殺できるものとします。
5. 加盟店は、当社の承諾がない限り、加盟店が当社に対して有する債権と、加盟店が本契約に基づき当社に対して負担する債務とを相殺できないものとします。ただし、当社について、第24条第1項第3号又は第5号の事由が生じた場合を除きます。

第14条 （会員との紛議）

1. 会員の対象決済手段の利用により加盟店が対象取引した商品等に契約不適合のあった場合及び加盟店の責任に基づくアフターサービス又は販売上のトラブル等については、加盟店の責任において誠実に処理するものとします。
2. 加盟店は、会員との紛議の一部を解決して、当社の事前の承諾を得ることなく、会員に対して決済額等の全部又は一部を返金してはならないものとします。

第15条 （報告）

- 加盟店は、当社から求められたときは、決算状況、財務状況その他の加盟店に係る状況、又は対象取引若しくは対象取引に係る決済に関し、書面その他当社が適当と認める方法により、当社に対し報告するものとします。

第16条 （調査等）

1. 次の各号のいずれかの事由があると当社が判断したときは提携会社等から調査を

求められたときは、当社は、自ら又は当社が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。

- 加盟店又は委託先においてカードの会員番号等又は個人情報が増え、滅失若しくは毀損し、又はそのおそれが生じたとき
 - 加盟店が行った対象取引について不正利用が行われ、又はそのおそれがあるとき
 - 加盟店が法令又は本契約に違反し、又は違反しているおそれがあるとき
 - 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の対象取引に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、当社が法令等遵守、又は与信管理の観点から加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき
2. 前項の調査は、その必要に応じて次の各号の方法によって行うことができるものとします。
- 必要な事項の書面又は口頭による報告を受ける方法
 - カードの会員番号等の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法
 - 加盟店若しくは委託先又はその役員若しくは従業員に対して質問し説明を受ける方法
 - 加盟店又は委託先においてカードの会員番号等の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、カードの会員番号等の取扱いに係る業務について調査する方法

- 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カードの会員番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれる場合があります。
- 当社は、第1項第1号又は第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことよって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができます。ただし、第1項第1号に基づく調査については、加盟店が本契約を遵守している場合、第1項第2号に基づく調査については、加盟店が第1項に定める調査及び第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りではありません。
- 第1項の調査の結果、加盟店における本サービスの利用に問題が生じていると当社が判断した場合、当社は加盟店に対し、必要なる正及び改善のために必要な計画の策定及び実施を求めることができます。この場合、当社が定めた期間内に加盟店が計画若しくは是正を実施しないとき又は是正及び改善が不十分であるときは、当社は、本サービスの提供を一時停止又は本契約を直ちに解除できるものとします。

第17条 （損害賠償）

- 加盟店による本契約への違反、その他加盟店の責めに帰すべき事由により当社が損害を被った場合には、当社は、加盟店に対し相当因果関係の範囲の損害（合理的な範囲の弁護士費用を含みます。）を請求できるものとします。
- 前項の損害には、提携組織の規則等若しくは提携会社と第三者との契約により当社が負担することとなった又は課すことを決定した罰金・違約金（名称の如何を問わないものとします。）等を含むものとします。
- 第1項に基づく損害の額の算定が困難な場合、当該債務不履行又は不法行為が継続する間、1日3万円の損害額と扱います。

- #### 第18条 （担保の提供）
- 加盟店が、本契約に基づき当社に対して債務を負担している場合（将来当社に対して債務を負担し得ると当社が判断した場合を含みます。）に、当社から担保の提供を求められたときは、加盟店は当社の承認する担保を提供するものとします。なお、当社が提供を求める担保は、チャージバックリスク等を勘案し、合理的な範囲内で設定するものとします。

- #### 第19条 （遅延損害金）
- 当社は、加盟店が本契約に基づき当社に支払うべき金員につき所定の支払日までに支払わなかった場合、その支払の遅延した金額につき支払日の翌日から実際に支払のあった日までの日数に応じて、年14.6%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金を請求できるものとします。

- #### 第20条 （第三者からの請求等）
- 個人情報の漏えい、滅失又は毀損等に関し、第三者から、訴訟上又は訴訟外において、当社に対する損害賠償請求等の請求がされた場合、加盟店は当該請求の調査解決等につき当社に協力するものとします。
 - 前項の第三者からの当社に対する請求が、加盟店の責めによる場合、当社が当該請求を解決するのに要しし一切の費用（直接の費用であるか間接の費用であるかを問わず、弁護士費用等を含みます。）を負担するものとし、加盟店は当社の請求に従い、当該費用相当額を直ちに支払うものとします。

- #### 第21条 （表明・保証）
- 加盟店は、当社に対し、本契約及び個別契約締結日時点並びに本契約の有効期間中において、次の各号の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
 - 行為能力

加盟店は、適用法令上、本契約又は個別契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力及び行為能力を有すること
 - 社内手続

加盟店は、本契約又は個別契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令及び定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること
 - 適法性等

本契約若しくは個別契約を加盟店が締結し、又は加盟店がこれらに基づく権利を行使し若しくは義務を履行することが、加盟店に対して適用のある一切の法令、加盟店の定款その他の社内規則に抵触せず、加盟店を当事者とする契約の違反又は債務不履行事由とはならないこと
 - 有効な契約

本契約及び個別契約は、これを締結した加盟店につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること
 - 非詐欺性

加盟店は、本契約又は個別契約締結日において債務超過ではなく、加盟店が本契約又は個別契約を締結することは、詐欺行為取消しの対象とはならず、加盟店の知り得る限り、本契約又は個別契約について詐欺行為取消しその他

- の異議を主張する第三者は存在しないこと
 - 提供情報の正確性

加盟店が、本契約及び個別契約の締結に際して、当社に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て当社に提供されていること
 - 反社会的勢力

加盟店が、反社会的勢力に該当しないこと、及び暴力的な要求行為等を行わないこと
 - 処分等

加盟店は、本契約又は個別契約締結日において、特定商取引に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと及び直近5年間に同法による処分を受けていないこと、並びに、消費者契約法に掲げられた消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと及び直近5年間に同法違反を理由とする取消判決を受けていないこと
 - 体制整備

第16条並びに「カードの取扱いに関する特約」第4条、第10条第1項から第6項、第12条及び第13条を遵守するための体制の整備が完了していること
2. 当社は、加盟店に対し、次の各号の事項を表明・保証します。

- 行為能力

当社は、適用法令上、本契約及び個別契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力及び行為能力を有すること
 - 社内手続

当社は、本契約及び個別契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令及び定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること
 - 反社会的勢力

当社が、反社会的勢力に該当しないこと、及び暴力的な要求行為等を行わないこと
3. 前項に定める以外の事項について、当社は、何らの表明・保証をするものではありません。

- #### 第22条 （秘密保持義務）
- 当事者は、相手方の秘密情報を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供、開示又は漏えいせず、本契約の履行その他本契約に定める目的以外の目的に利用しないものとします。ただし、各当事者は、相手方の秘密情報をその委託先に提供することができるものとします。この場合、各当事者は、それぞれの委託先の行為について責任を負うものとします。
 - 各当事者は、相手方の秘密情報を漏えい、滅失又は毀損等することがないよう必要な措置を講ずるものとし、当該情報の漏えい、滅失又は毀損等に関し責任を負うものとします。
 - 各当事者は、本契約が終了した場合において、相手方の指示があるときは、秘密情報を返却又は廃棄するものとします。

- #### 第23条 （有効期間）
- 本契約の有効期間は、申込日から1年間とし、当社又は加盟店から相手方に対する期間満了の3か月前までの書面による更新拒絶の意思表示がない限り、以後1年間更新されるものとし、その後同様とします。
 - 当初の1年間の期間満了前に、加盟店が本契約を解除する場合、加盟店は、当社に対し、残期間に相当する月額基本料を支払うものとします。
 - 加盟店が6か月以上継続して対象取引を取扱っていない場合、又は、当社と加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、当社は、加盟店が届け出た住所若しくは電子メールアドレスに書面により通知すること又は当社ウェブサイト上に書面を掲示することにより本契約を解約できるものとし、その解約の効力は、その解約の通知に記載された日に生じるものとします。
 - 当社が提携会社による審査方針その他の理由により、本サービスの提供ができない場合には、当社は、加盟店と本規約に基づく契約における当社の地位を、加盟店に事前に通知の上、当社のグループ会社に承継させることができるものとします。ただし、この場合、当社は、当社のグループ会社による契約条件の遵守について責任を負うものとします。

- #### 第24条 （解除）
- 加盟店について、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、当社は、本契約を直ちに解除できるものとします。
 - 本契約に違反した場合
 - 監督官庁から営業停止・業務改善その他の行政処分を受けた場合
 - 自ら振り出し又は引き受けた、手形又は小切手につき不渡りとなった場合、その他支払停止となり、又は支払不能となった場合
 - 差押、仮差押、仮処分、又は租税滞納処分を受けた場合
 - 清算手続、特別清算手続、民事再生手続、会社更生手続、破産手続、その他これに類似する倒産手続が開始した場合、又は、これらの手続きの中立を自らした場合
 - 経営状態又は信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
 - 加盟店（加盟店の役員・従業員を含み、以下本号及び次号において同じとします。）が、反社会的勢力に該当した場合、又は次の①から⑤のいずれかに該当したことが判明した場合
 - 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - 加盟店が、自ら又は第三者を利用して、次の①から⑤のいずれかに該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為

- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④虚説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は、当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他①から④に準ずる行為
- (9) 加盟店届出の店舗所在地にカード取扱店舗が実在しない場合
- (10) 割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の法令に違反した場合
- (11) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
- (12) 加盟店申込書又は本契約に基づく届出事項（変更届出を含みます。）に記載事項を偽って記載した場合
- (13) 第11条第2項の返金に応じなかった場合
- (14) 提携会社又は提携組織から、理由の有無又はいかんを問わず、加盟店への本サービスの提供が不適当である旨通知を受けた又は本契約の解消を求められた場合
- (15) 当社への支払いを延滞した場合（本契約に限られません。）
- (16) 加盟店が個人の場合において、当該個人が死亡し、その相続人が本契約に定める義務を履行できないと当社が判断した場合
- (17) 加盟店が法人の場合において、その代表者が死亡し、加盟店が本契約に定める義務を履行できないと当社が判断した場合
- (18) その他、当社が加盟店として不適当と認めた場合
2. 加盟店は、前項第2号から第5号のいずれかに該当した場合又は前項に基づき本契約を解除した場合、当社に対して負担する金銭債務について当然に期限の利益を喪失するものとします。
3. 本契約に基づく解除は、損害賠償の請求を妨げるものではありません。

- #### 第25条 （決済取扱の一時停止）
- 当社は、本サービスの稼働状況を良好に保つため、加盟店に対して、あらかじめ通知のうえ、その運用を一時停止し、保守点検を行うことがあります。また、当社は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争等、火災、サイバーアタック、重大な疾病、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為その他やむを得ない事由があるときは、事前通知なく、緊急に本サービスの提供を一時停止する可能性があります。
 - 当社は、加盟店が前条第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合には、当該加盟店との関係で、本契約に基づく決済を一時的に停止することができるものとします。
 - 加盟店は、本契約に基づく決済の取扱いを休止できません。ただし、当社が承諾した場合はこの限りではありません。
 - 当社は、前三項による停止等により損害が生じたとしても責任を負わないものとします。

- #### 第26条 （知的財産権）
- 当社は、当社又は当社に対する利用許諾元が保有する知的財産権について、本契約に基づき、本契約に定める以外は一切の権利を付与するものではありません。
 - 加盟店は、当社所定の商標、サービスマークを当社に定める表示方法・条件に従って、対象決済手段のために表示できるものとします。

- #### 第27条 （本契約終了後の取扱い）
- 加盟店は、本契約が解約又は解除された場合、直ちに加盟店の負担において加盟店標識（第7条第1項参照）を外すものとし、未使用の売上票等も含め一切の用品からその他当社からの交付物を直ちに当社へ返却するものとします。ただし、当社から廃棄すべき旨の連絡があった場合には、安全かつ適切な方法で廃棄するものとします。
 - 本契約の終了、その他の事由により、本サービスの取扱いが終了した場合、加盟店は、当社から交付又は貸与された売上票、売上集計表等すべての当社取扱関係書類・販売用具を、直ちに加盟店の負担において速やかに当社へ返却するものとします。
 - 本契約終了後も、第12条から第20条、第22条、第24条第3項、前条第1項、本条、次条、第29条、第32条、第33条の規定は継続するものとします。また、本契約終了時において、未払いの債務がある場合は、当該条項が履行されるまでの間、本契約の関連条項は、引き続き適用されるものとします。

- #### 第28条 （精算預り金）
- 加盟店又は当社のいずれかから本契約の解除又は解約の通知がなされた場合、当社は、第11条第1項各号の事由の存否にかかわらず、加盟店の過去最も決済額の大きい月の決済額の10%若しくは10万円、又は同一の会員による合計決済額のいずれか高い方の金額を、次回以降の加盟店に対する第12条に基づく支払分から控除する方法その他当社所定の方法により、加盟店から精算預り金として預かることができますものとしてます。なお、本項との関係で、「同一の会員」とは、名義が同一の場合だけでなく、電話番号が同一である等、当社が把握している諸事実に鑑み、当社が同一の会員と合理的に判断した場合を含みます。精算預り金について、法定利息その他遅延損害金の支払義務を当社は負わないものとします。
 - 当社は、加盟店に係る精算有無を確認し、精算が必要な場合は精算預り金を充当し、解約日の8か月後の日の属する月の月末までに加盟店に精算預り金（充当がある場合は充当後の残額）を返還するものとします。ただし、当社の与信管理のために正当な理由があると認められる場合は、当該期間を当社が合理的と認める範囲で延長できるものとします。

- #### 第29条 （免責）
- 当社は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争等、火災、サイバーアタック、重大な疾病、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、通信回線等の事故・不通など当社の合理的な支配を超えた事由による債務の不履行について責任を負わないものとします。
 - 当社は、第三者に生じた間接損害、及び当社のサービスを利用できなかったことによる損害（逸失利益）について、責任を負わないものとします。

- #### 第30条 （連帯保証人）
- 加盟店は、決済額の支払後決済の取消しその他の事由により当社が損害を被る可能性があることを認識し、当社が必要と判断した場合、本契約に基づく当社の請求権を担保するため信用力のある連帯保証人を立てるものとします。

- #### 第31条 （本規約等の改訂）
- 当社は、合理的な予定期間を設けて、変更後の内容をあらかじめ当社のウェブサイト（加盟店向けの管理画面を含みます。）において周知し、又は加盟店に個別に通知することにより、本規約等を変更できるものとします。

- #### 第32条 （合意管轄裁判所）
- 加盟店と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

- #### 第33条 （準拠法）
- 本契約及び個別契約に関する準拠法は日本国法とします。

< CAT等の端末貸与条件特約 >

このCAT等の端末貸与条件特約は、当社が、加盟店に対し、CAT等の端末を貸与する場合に適用される特約です。この特約に定めがない用語は、アルファノート加盟店規約に定めるとおりとします。

- #### 第1条 （CAT等の交付）
- 本契約その他の当社と加盟店との合意に基づき、当社が、CAT等を交付することを合意した場合には、当社は、加盟店にCAT等を交付します。
 - 加盟店は、CAT等を受領した後、故障その他の契約の内容に適合しているかの検査をするものとし、契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）がある場合には、直ちに当社に連絡を行うものとします。
 - 当社は、前項の連絡を受けて、速やかに、履行の追完として、修理又は代替品の提供を行うものとします。ただし、当該契約不適合が、加盟店の責めによる場合は、加盟店の費用負担とします。
 - 加盟店は、第2項の検査では発見できない契約不適合（数量の相違を除きます。）を発見した場合、CAT等を受領した日から1か月以内に当社に対してその旨の連絡を行わないときは、履行の追完を請求することができないものとします。
 - 加盟店は、契約不適合をもって、当社に対して代金の減額請求、又は損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとします。

- #### 第2条 （CAT等の所有権）
- CAT等の所有権は、当社に帰属するものとします。
 - 加盟店は、当社が貸与するCAT等を、善良な管理者の注意をもって、当社が交付する使用上の注意（「製品説明書」等）、及び、当社の明示的な指示に従って利用するものとします。
 - 加盟店が当社からSIMの貸与を受ける場合において当該SIMに係る無線通信サービスは、当社と無線電話会社の間で締結された利用契約に基づくものであり、加盟店は、当社と無線電話会社との間で合意された利用条件に従う必要があります。

- #### 第3条 （禁止行為）
- 加盟店は、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。
- CAT等を分解・分析すること、又は第三者に分解・分析させ、若しくは分解・分析の許諾を行うこと。
 - 当社が指定する保守業者以外の者にCAT等の分析、修理、改造をさせること。
 - CAT等に含まれるプログラムの逆コンパイル、逆アセンブル、リバース・エンジニアリング等すること。
 - CAT等に付属する充電器以外を利用すること。

- #### 第4条 （CAT等の一時的な障害）
- 加盟店は、CAT等の利用の際、次の各号に該当する場合には、CAT等の使用を停止するものとします。
- CAT等が故障した場合
 - 当社から本サービスの停止又は中断の連絡があった場合
 - 通信異常により通信エラーを繰り返した場合
 - 通信圏外又は通信状態が不安定な場合
 - CAT等が接続する無線通信サービスに障害が発生した場合

- #### 第5条 （故障等）
- 加盟店は、CAT等に異常・故障又は紛失・盗難等が発生した場合、速やかに当社が指定した連絡先に連絡するものとします。
 - 前項の連絡を受けて、当社は、CAT等の端末の修理又は交換の方法について検討し、修理と交換のいずれが受当かを判断し、加盟店において費用が発生する場合には、加盟店に連絡するものとします。
 - 加盟店は、次のいずれかに該当する事由により異常・故障又は紛失・盗難等が生じた場合には、CAT等の交換又は修理に要した費用を当社に補償するものとします。
 - 火災その他の事由によりCAT等の全部又は一部が燃焼したこと
 - 水没その他の事由によりCAT等の全部又は一部が水に接触したこと
 - 落下その他の外部からの一定の衝撃によりCAT等の全部又は一部が破損又は故障したこと
 - 磁石に近づけたことその他の事由によりCAT等の全部又は一部に強い電流又は電磁波が影響したこと
 - 加盟店がCAT等を紛失し、又は盗難にあったこと
 - 法令、本規約、その他の当社と加盟店との間の合意に違反する行為
 - その他、加盟店又はその委託先に責めに帰すべき事由がある事由

- #### 第6条 （保守サービス）
- 加盟店は、当社が別途定める額の保守サービス費用を当社に支払うことにより、当社の保守サービスを受けることができます。
 - 前項の保守サービスの内容は、本契約において別途合意のない限り、「前条第3項により加盟店が当社に対して補償義務を負う場合においてその補償費用を当社が負担すること」とします。なお、免除される補償費用の上限は、制度の悪用を防ぐため、年に1台分のCAT等の費用相当額までとし、かつ、加盟店がCAT等の当社に対する返送を行うことを条件とします。
 - 前項に基づく当社の負担について、制度の悪用を防ぐため、前条第3項第5号（紛失・盗難）の場合、当社は適用しないものとします。

第7条 （返還）

- 加盟店は、本契約が終了した場合又はCAT等の貸与期間終了した場合、CAT等を当社に返還するものとします。当該返還に係る費用は加盟店の負担とします。返還に際し運送業者を利用する場合は、当該運送業者の規則等を遵守するものとします。
- 加盟店が、CAT等を紛失その他の事由により速やかに返還しない場合、当社は、加盟店に対し、当該CAT等の費用として税抜額5万円を請求できるものとします。なお、当社に対する当該費用の支払後（相殺による支払を含みます。）に、加盟店が、CAT等を返還しても、当社は、受領した当該費用の返金の義務を負わないものとします。

- #### 第8条 （損害賠償）
- 加盟店による本特約への違反、その他加盟店の責めに帰すべき事由により当社が損害を被った場合には、当社は、加盟店に対し相当因果関係の範囲の損害（合理的な範囲の弁護士費用を含みます。）を請求できるものとします。
 - 前項の損害には、当社の運送業者との契約により当社が負担することとなった違約金・延滞金（名称の如何は問わないものとします。）等を含むものとします。

< ドロア等の貸与条件特約 >

このドロア等の貸与条件特約は、当社が、加盟店に対し、ドロア等（ドロア、サーマルプリンター、iPad、バーコードリーダーをいいます。）を貸与する場合に適用される特約です。この特約に定めがない用語は、アルファノート加盟店規約に定めるとおりとします。

- #### 第1条 （ドロア等の交付）
- 本契約その他の当社と加盟店との合意に基づき、当社が、ドロア等を交付することに合意した場合（以下「賃貸借契約」といいます。）には、当社は、加盟店にドロア等を貸与します。
 - 当社は加盟店に対し、ドロア等を加盟店の指定する日本国内の場所において引き渡します。ドロア等の引渡方法は当社が決定し、加盟店は引渡しに係る費用を負担するものとします。
 - 加盟店は、ドロア等を受領した後、故障その他の契約の内容に適合しているかの検査をするものとし、契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）がある場合には、直ちに当社に連絡を行うものとします。
 - 当社は、前項の連絡を受けて、速やかに、履行の追完として、代替品の引渡しを行うものとします。ただし、当該契約不適合が、加盟店の責めによる場合は、加盟店の費用負担とします。
 - 加盟店は、第3項の検査では発見できない契約不適合（数量の相違を除きます。）を発見した場合、ドロア等の引渡しを受けた日から2日以内に当社に対してその旨の連絡を行わないときは、履行の追完を請求することができないものとします。
 - 加盟店は、契約不適合をもって、当社に対して代金の減額請求、又は損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとします。

- #### 第2条 （ドロア等の所有権）
- ドロア等の所有権は、当社又は当社の提携会社に帰属するものとします。
 - 加盟店は、当社が貸与するドロア等を、善良な管理者の注意をもって、当社又は提携会社が交付する使用上の注意（「製品説明書」等）、及び、当社又は提携会社の明示的な指示に従って利用するものとします。
 - 加盟店が当社の提携会社からドロア等の貸与を受ける場合において当該ドロア等については、当社と当社の提携会社の間で締結された賃貸借契約に基づくものであり、加盟店は、当社と当社の提携会社との間で合意された賃貸借条件に従う必要があります。
 - 加盟店が当社の提携会社からドロア等の貸与を受ける場合において、当該ドロア等にSIMが含まれるときは、当該SIMに係る無線通信サービスは、当社の提携会社と無線電話会社の間で締結された利用契約に基づくものであり、加盟店は、当社の提携会社と無線電話会社との間で合意された利用条件に従う必要があります。

- #### 第3条 （貸与期間）
- ドロア等の貸与期間は、別紙に定め、ドロア等の引渡日から起算するものとします。

- #### 第4条 （レンタル料金）
- 加盟店は、当社から加盟店に対し交付する別紙に定めるレンタル料金及びその他の諸費用（以下「レンタル料金」といいます。）を請求書記載の支払期限内までに銀行振込の方法により支払うものとします。
 - 当社は、当社の提携会社からの要請その他相当な事由がある場合は、当該変更の内容を事前に加盟店に通知のうえ、加盟店から都度承諾を得ることなく、レンタル料金を変更できるものとします。本項に基づく変更により加盟店に生じた損害等について、当社は一切責任を負いません。

- #### 第5条 （禁止行為）
- 加盟店は、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。
- ドロア等を分解・分析すること、又は第三者に分解・分析させ、若しくは分解・分析の許諾を行うこと。
 - 当社が指定する保守業者以外の者にドロア等の分析、修理、改造をさせること。
 - ドロア等に含まれるプログラムの逆コンパイル、逆アセンブル、リバース・エンジニアリング等をするここと。
 - 当社の書面による承諾なく、ドロア等を、第三者に譲渡・転貸・貸入等すること。
 - ドロア等に貼付された当社又は当社の提携会社の所有権を明示する標識等を除去又は汚損すること。
 - ドロア等に付属する充電器以外を利用すること。

- #### 第6条 （ドロア等の一時的な障害）
- 加盟店は、ドロア等の利用の際、次の各号に該当する場合には、ドロア等の使用を停止するものとします。
- ドロア等が故障した場合
 - 当社からドロア等の使用の停止又は中断の連絡があった場合
 - ドロア等が接続する無線通信サービスに障害が発生した場合

第7条 （故障等）

- 加盟店は、ドロー等と異常・故障又は紛失・盗難等が発生した場合、速やかに当社に連絡するものとします。
- 前項の連絡を受けた後、当社は、修理又は代替品の引渡しを行うものとします。また、加盟店において費用が発生する場合には、加盟店に連絡するものとします。ただし、当社が貸与したドロー等を加盟店が滅失（紛失、盗難、燃焼その他修理不能なものを含む）、当社又は当社の提携会社に帰属する所有権の侵害を含みます。）した場合、当社は、修理又は代替品の引渡しを行いません。
- 加盟店は、次のいずれかに該当する事由により異常・故障又は紛失・盗難等が生じた場合には、ドロー等の交換又は修理に要した費用を当社に補償するものとします。
 - 火災その他の事由によりドロー等の全部又は一部が燃焼したこと
 - 水没その他の事由によりドロー等の全部又は一部が水に接触したこと
 - 落下その他の外部からの一定の衝撃によりドロー等の全部又は一部が破損又は故障したこと
 - 磁石に近づけたことその他の事由によりドロー等の全部又は一部に強い電流又は電磁波が影響したこと
 - 加盟店がドロー等を紛失し、又は盗難にあったこと
 - 法令、本規約、その他の当社と加盟店との間の合意に違反する行為
 - その他、加盟店に責めに帰すべき事由がある場合

第8条 （解約レンタル料金）

加盟店は、理由の有無はいかんを問わず、貸与期間の途中で賃貸借契約が終了した場合であっても、第4条第1項に定めるレンタル料金全額の支払義務を負われないものとします。また、レンタル料金が支払済みである場合、当社は当該レンタル料金の返還義務を負いません。ただし、賃貸借契約の終了が当社の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

第9条 （返還）

- 加盟店は、賃貸借契約が終了した場合又はドロー等の貸与期間が終了した場合、ドロー等を当社又は当社の提携会社の指定する場所に返還するものとします。当該返還に係る費用は加盟店の負担とします。返還に際し運送業者を利用する場合は、当該運送業者の規則等を遵守するものとします。
- 加盟店が、ドロー等を紛失その他の事由により速やかに返還しない場合、当社は、加盟店に対し、賃貸借期間の終了日の翌日からドロー等の返還日まで、第4条第1項に定めるレンタル料金（貸与期間が1か月に満たない場合は月額に換算したレンタル料金とします。）の倍額相当額の延滞金を請求できるものとします。ただし、1か月に満たない日数は、1か月とみなすものとします。
- 当社に対する前項の延滞金の支払後（相殺による支払を含みます。）に、加盟店が、ドロー等を返還しても、当社は、受領した当該延滞金の返金の義務を負わないものとします。
- 加盟店は、ドロー等に蓄積されたデータがある場合には、当該データを消去して、返還するものとします。当社及び当社の提携会社は、返還されたドロー等にデータが残存している場合、当該データの漏えい、滅失又は毀損等に関し、責任を負わないものとします。
- 返還されたドロー等に、ドロー等の引渡前には存在しなかった破損又は故障を発見した場合、当社は、加盟店に対し、当該破損若しくは故障の修理代相当額又はドロー等の代替品の調達費用を損害賠償として請求できるものとします。

第10条 （損害賠償）

- 加盟店による本特約への違反、その他加盟店の責めに帰すべき事由により当社が損害を被った場合には、当社は、加盟店に対し相当因果関係の範囲の損害（合理的な範囲の弁護士費用を含みます。）を請求できるものとします。
- 前項の損害には、当社の提携会社との契約により当社が負担することとなった違約金・延滞金（名称の如何は問わないものとします。）等を含むものとします。

第11条 （免責）

- 当社及び当社の提携会社は、ドロー等に含まれるアプリケーションその他一切の情報内容及び形式に関し、その安全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行わず、また、責任を負わないものとします。
- 当社及び当社の提携会社は、ドロー等が接続する無線通信サービスに障害及び無線通信サービスの内容に関し、いかなる保証も行わず、また、責任を負わないものとします。

＜ カードの取扱いに関する特約 ＞

このカードの取扱いに関する特約（以下「カード特約」といいます。）は、アルファノート加盟店規約に係るカードの取扱いに関して定める同規約の付随規約です。この特約に定めがない用語は、アルファノート加盟店規約（以下「基本規約」といいます。）に定めるとおりとします。

第1条 （包括代理権の授与）

- 加盟店は、当社に対し、次の各号に定める事項につき、当社が加盟店の代理人として提携会社との間で包括的に加盟店を代理する権限を付与するものとします。加盟店は、本契約の有効期間中、当該代理権の付与を撤回できません。
 - 加盟店が提携会社よりクレジットカード決済の提供を受けるために必要となる契約（当該契約に付帯し、現在及び将来締結されるものを含みます。）の締結及びそれに付随する一切の行為
 - 提携会社に対する各種届出・通知、提携会社からの通知等の受領
 - 提携会社への決済承認の依頼、承認結果の取得
 - 決済額の請求（債権譲渡の委託等を要する場合は、当該委託等を含みます。）、決済額を受領
 - 決済の取消し、提携会社への決済額の返金
 - 上記の各号に付随又は関連する一切の業務
 - その他、加盟店と当社の間で別途合意し、提携会社の承認を得た業務
- 当社は、加盟店が複数の提携会社との間で契約を締結している場合、当社の裁量により、どの提携会社に対し決済承認を依頼するかを決定することができ、加盟店は異議を述べないものとします。

第2条 （提携会社の承認）

- 加盟店は、提携会社よりクレジットカード決済の提供を受けるために必要となる契約の締結に際し、提携会社所定の申請書及び提携会社の求める書類を提出するものとし、当該申請書等の提携会社への提出を当社に委託し必要な協力をするものとします。
- 前項より提携会社が加盟店へのクレジットカード決済の提供を承認した場合は、提携会社から当社に対し承認の旨を通知することにより、提携会社と加盟店との間のクレジットカード決済の提供に係る契約が成立します。
- 提携会社が承認を拒否した場合、当社は加盟店に対し、承認が拒否された旨の通知を行います。このとき、提携会社及び当社は承認拒否の理由を開示する義務を負わないものとします。
- 加盟店は、第1項より当社に提出した申請書及び書類の内容に変更が生じた場合は、当該変更内容を当社に対し届け出るものとします。当該届出は、当社指定の書式によるものとし、合理的な理由がない限り変更前に届け出るものとします。

第3条 （決済の対象となる決済の種類）

加盟店が取り扱うことができクレジットカード決済の種類は1回払いのみとします。ただし、基本規約第4条第1項に基づきそれ以外の決済の種類についての承認を得た加盟店については、その承認の範囲で、この限りではありません。

第4条 （カードの取扱方法）

- 加盟店は会員からカードの提示による対象取引の要求があった場合は、善良な管理者の注意をもって、カードの有効性及びカード名義人との同一性を確認のうえ、対象取引の承認を得るものとします。その際、当該カードの真偽、有効期限、無効カード（紛失・強盗等）の通知の有無、又は会員が正しい暗証番号を入力したこと等を確認するとともに、写真入りカードの場合には、会員が当該カード面の写真と同一であること等、当該対象取引が不正利用に該当しないことを確認して、対象取引を行うものとします。
- 本契約に基づき決済できる金額は商品販売代金又はサービス提供代金（いずれも税金、送料を含みます。）のみとし、加盟店は、送金・貸付・カード枠の現金化、過去の売掛金の精算等のために本契約に基づく決済を行うことはできません。なお、加盟店は会員に対し売上票に当社所定の項目以外の記載を求めてはならないものとします。
- 加盟店は、売上データ又は売上票の金額訂正、売上金額の分割記載、取引日と異なる日付記載等はできません。金額に誤りがある場合には、新たに本条の手続により、売上データ又は売上票を作成しなすものとします。
- 加盟店は、当社所定の売上データの形式又は売上票以外は使用できないものとします。ただし、当社が事前に承認した売上データ又は売上票については使用できるものとします。また、売上データ又は売上票は加盟店の責任において保管・管理し、第三者に譲渡、移転又は使用許諾できないものとします。

第5条 （不審な取引）

- 加盟店はカードの提示者が明らかにカード記載の会員ではないと思われる場合、明らかに不審と思われる場合、その他カードの不正利用が疑われる場合には、対象取引を行う前に当社へその旨連絡し、その指示に従うものとします。
- 加盟店は当社が会員のカードの使用状況その他不正利用の調査の協力を求めた場合にはこれに対し協力するものとします。

第6条 （無効カードの取扱い）

加盟店は、提示されたカードが当社から紛失・盗難等の理由により無効を通告されたカードであった場合及び明らかに偽造・変造・模造と思われるカードであった場合は、対象取引を行わないものとします。

第7条 （ライアビリティ・シフト）

- 加盟店が、対面取引において、提示されたクレジットカードが磁気カードである場合、又は、ICカードについて磁気データを用いて決済を行った場合において、提示されたクレジットカードに係る会員が当該会員による利用ではない旨を申し出たときは、当社は、加盟店に対し、当該決済額に係る支払を拒み又は支払済みの当該会員の返還を請求することができるものとします。
- 前項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求又はその範囲を制限する趣旨の規定ではありません。

第8条 （支払請求）

- 対象取引により加盟店が会員に対して売上債権を取得した場合、その売上票及び売上集計表又は売上データを当社が定めた期日までに、当社宛に送付又は送信し、当該債権を当社に対して支払請求するものとします。
- 対象取引を行った日から2か月を経過した債権は支払請求の対象になりません。

第9条 （個人情報の安全管理）

- 加盟店は、加盟店が取得した個人情報（取得しようとしているものを含みます。以下同じ。）を、安全な方法で管理し、会員の承諾なく、法令に反して第三者に提供、開示又は漏えい（以下「漏えい等」といいます。）せず、目的外利用しないものとします。
- 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。
 - 当事者間で書類、記録媒体等を通じてオフラインで交換される会員の個人に関する情報
 - 加盟店が当社からオンラインで直接受け取った会員の個人に関する情報（申込書等）
 - 当社を経由せず、加盟店が受け取った会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）
 - カードを利用することで加盟店のホストコンピューターに登録される会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）
- 加盟店は、その保有する個人情報を漏えい等することがないよう必要な措置を講ずるものとし、個人情報の漏えい等に関し責任を負うものとします。
- 加盟店は、会員の個人情報の漏えい等が生じた場合又は加盟店において漏えい等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、直ちに当社に対し、漏えい等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとします。
- 前各項の定めは、本契約終了後も有効とします。

第10条 （カードの会員番号等の適切な管理）

- 加盟店は、決済の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カードの会員番号等を取扱扱ってはならないものとします。また、決済の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カードの会員番号等を会員に対し提供するように求めてはならないものとします。
- 加盟店は、カードの会員番号等の適切な管理のために必要な措置を講じると共に、カードの会員番号等の漏えい等を防止するために善良な管理者の注意をもって取り扱うものとします。
- 加盟店は、カードの会員番号等の適切な管理のために、セキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じるものとします。
- 加盟店が前項の規定によりカードの会員番号等の適切な管理のために講じるセキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じる場合には、当該第三者がカードの会員番号等の適切な管理のために講じるセキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的な方法及び態様（加盟店が第三者にカードの会員番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカードの会員番号等の適切な管理のために講じるセキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様を含みます。）を当社に届け出るものとします。また、当該措置に変更が生じた場合は、直ちに所定の方法により当社へ報告を行うものとします。なお、加盟店が、「カードの会員番号等の非保持」の措置を選択する場合（非保持型の当社サービスを選択する場合を含みます。）には、加盟店によるカードの会員番号等の取得、保持、処理ができないこととなります。この場合、当社は、加盟店から、カードの会員番号等の開示の請求を受けても、加盟店に対し、開示を行いません。
- 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置がセキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カードの会員番号等の漏えい等の防止のために特に必要があるときは、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。
- 加盟店は、カードの会員番号等の漏えい等が生じた場合又は加盟店において漏えい等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、その発生の日から10営業日以内に、漏えい等の原因を調査のうえ、当社に対し報告し、二次被害の拡大及び再発防止のための必要な措置（加盟店の従業員に対する必要かつ適切な指導を含むもの）とします。）を講じた上で、その内容を当社に書面で報告しなければならないものとします。
- 当社は、(i)前項の措置が不十分であると認めた場合、(ii)他の加盟店でのカードの会員番号等の漏えい等が発生した場合において類似の漏えい事故の発生を防止する必要があると、(iii)その他当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、当該措置の改善の要求その他必要な措置・指導を行えるものとし、加盟店はこれに従うものとし、また、当社による指導は、加盟店を免費するものではありません。当社が行う措置・指導には次の各号の措置を含みますが、これに限られません。
 - 当社が指定する外部調査機関を用いたシステム診断
 - 決済の停止
- 加盟店の保有する会員の個人情報又はカードの会員番号等の漏えい等が発生した場合において、加盟店が遅滞なく公表等の措置をとらない場合には、当社は、事前に加盟店の同意を得ることなく、(i)自らその事実を公表し、(ii)提携カード会社若しくは監督官庁等に対して報告し、又は、(iii)自ら若しくは提携カード会社の判断で漏えい等が生じたカードの会員番号等に係る会員に対して通知する（若しくは通知させる）ことができるものとします。

第11条 （委託の場合の個人情報等の取扱い）

- 加盟店は、本契約に係る業務処理を委託する場合（数次委託を含むもの）とします。以下同じ。）には、当社の事前の承認を得た上で、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し委託先内に本規約における加盟店と同様の機密保持義務及び個人情報管理措置義務等を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとします。
- 加盟店が当社の同意を得て委託を行う場合であっても、本契約上の加盟店の義務及び責任は一切免除又は軽減されないものとします。委託先は加盟店の履行補助者であり、委託先の行為及び故意・過失は、加盟店の行為及び故意・過失と扱われます。
- 前項の定めは本契約終了後も有効とします。

第12条 （委託の場合のカードの会員番号等の適切な管理）

- 加盟店は、カードの会員番号等の取扱いを委託先に委託する場合には、次の各号の基準に従わなければならないものとします。
 - 委託先が次号に定める義務に従いカードの会員番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること
 - 委託先に対して、第10条第2項及び第3項の義務と同等の義務を負担させること
 - 委託先が第10条第4項で定めた具体的方法及び態様によるカードの会員番号等の適切な管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法又は態様について、第10条第5項に準じて加盟店から委託先に対して変更を求めることができ、委託先はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること
 - 委託先におけるカードの会員番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、委託先に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。
 - 委託先があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してカードの会員番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること
 - 委託先が加盟店から取扱いを委託されたカードの会員番号等につき、漏えい等が発生した場合又はそのおそれが生じた場合、第10条第6項以下に準じて、委託先は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること
 - 加盟店が委託先に対し、カードの会員番号等の取扱いに関し、基本規約第16条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること
 - 委託先がカードの会員番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること
- 加盟店は、委託先において、カードの会員番号等の漏えい等が発生又は委託先において漏えい等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、速やかに委託先から漏えい等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告を受けた上で、当社に対し、速やかに当社の別途定めるところに従い、漏えい等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとし、また、
- 加盟店は、委託先においてカードの会員番号等の漏えい等が生じた場合又は委託先

- において漏えい等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、委託先をして、その発生の日から10営業日以内に、漏えい等の原因を調査のうえ、加盟店に報告させた上で、二次被害の拡大及び再発防止のための必要な措置（委託先の従業員に対する必要かつ適切な指導を含みます。）を講じさせるものとし、その内容を当社に書面で報告しなければならないものとします。
- 当社は、前項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店でのカードの会員番号等の漏えい等が発生した場合には、類似の漏えい事故の発生を防止する必要がある場合、その他当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、第10条第7項と同様の当該措置の改善の要求その他必要な指導を委託先に行うよう要請できるものとし、加盟店はこの指導要請に従うものとします。ただし、当社による指導要請は、加盟店又は委託先を免費するものではないものとします。
- 加盟店及び委託先を保有するカードの会員番号等の漏えい等が発生した場合であって、加盟店及び委託先が遅滞なく第3項の措置をとらない場合には、当社は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏えい等が生じたカードの会員番号等に係る会員に対して通知することができるものとします。
- 加盟店は、本条に定める当社の権利が実現可能となるのに必要となる委託先の義務を委託先との契約において定めるものとします。

第13条 （EC加盟店の不正利用防止対策等）

- EC加盟店（インターネットを利用して、クレジットカードにより対象取引を行う加盟店をいいます。以下同じ。）はセキュリティガイドラインに掲げられた次の各号に掲げる不正利用防止対策及びカード情報保護対策を講じるものとします。
 - クレジットカード決済を行うウェブサイトにおいてEMV3-Dセキュアを導入すること（ただし、EMV3-Dセキュア未導入が認められている取引のみを取り扱うEC加盟店を除きます。）
 - 合理的な加盟店及び会員のログイン画面に対するセキュリティ対策又はそれに準ずる代替策を導入すること
 - 加盟店のシステム及び取扱ウェブサイトに対する脆弱性対策（コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等の攻撃によりその機能や性能を損なう原因となり得る安全上の問題箇所への対策をいいます。）をセキュリティガイドラインのEC加盟店に課される脆弱性対策として掲げられている全てのものを導入すること
- EC加盟店は、対象取引について不正利用等がなされた場合には、遅滞なくその是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し、当社の承認を得た上で、実施するものとします。
- EC加盟店は、第1項の措置又は前項の計画に変更が生じた場合は、直ちに所定の方法により当社へ報告を行うものとします。
- 当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置がセキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用防止のために必要があるときは、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、EC加盟店はこれに応ずるものとします。

＜ 加盟店情報の取扱いに関する同意条項 ＞

この加盟店情報の取扱いに関する同意条項（以下「本同意条項」といいます。）は、アルファノート加盟店規約に係る加盟店情報の取扱いに関して定める同規約の付随規約です。この同意条項に定めがない用語は、アルファノート加盟店規約に定めるとおりとします。

第1条 （加盟店情報の取得・保有・利用）

加盟店及びその代表者並びに加盟申込をした個人・法人・団体及びその代表者（以下、これらを総称して「加盟店」といいます。）は、アルファノート株式会社（以下「当社」といいます。）が、加盟店に係る次に掲げる情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」といいます。）を当社が適当と認める保護措置を講じた上で取得・保有し、次に掲げる利用目的のために利用することに同意します。

【取得する加盟店情報】

- 加盟店の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号、その他加盟店が加盟申込時、変更届出時等に当社に届け出た情報
- 加盟申込日、加盟店契約日、加盟店契約終了日、その他加盟店と当社との取引に関する情報
- 加盟店のカードの取扱状況（他社カードを含みます。）に関する情報
- 当社が取得した加盟店による決済の利用状況（漏えい・不正利用に係る状況を含みます。）、支払状況、支払履歴等に関する情報
- 信用情報機関、金融機関、提携会社等から提供される加盟店の信用情報
- 加盟店の営業許可証、代表者の身分証等の確認書類の記載事項に関する情報
- 当社が加盟店又は公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
- 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店に関する情報
- 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した加盟店に関する情報（法人番号を含みます。）及び当該内容について当社が調査して得た情報
- 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申し立てその他の加盟店に関する信用情報

【利用目的】

加盟店との取引に関する審査（以下「加盟審査」といいます。）、加盟後の加盟店管理及び取引継続に係る審査、当社商品等の開発・勧誘、市場調査、法令等遵守の確保等の当社の業務のため

第2条 （加盟店情報交換センターへの登録・共同利用の同意）

- 加盟店は、本契約（申込を含みます。）に基づき生じた加盟店に関する客観的事実に関する情報を、当社又は提携会社が、その加盟する加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」といいます。）にJDMセンター所定の基準に従って登録すること、並びにJDMセンターに登録された情報（既に登録されている情報を含みます。）が、加盟店に関する加盟審査、加盟後の加盟店管理及び取引継続に係る審査のため、当該JDMセンターの加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」といいます。）によって利用されることに同意するものとします。
- 加盟店は、当社又は提携会社の加盟するJDMセンターに登録される加盟店に関す

る情報を、当社が、加盟審査、加盟後の加盟店管理及び取引継続に係る審査のために利用することに同意するものとします。

- 加盟店は、JDMセンターに登録された情報が、JDMセンターを通じて、JDM会員に提供され、第1項記載の目的で利用されることに同意するものとします。
- 加盟店は、客観的事実に関する情報が、第3条で定める共同利用の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社が加盟するJDMセンターのJDM会員によって共同利用されることに同意するものとします。

第3条 （加盟店情報交換制度に係る共同利用の範囲及び目的等について）

- 加盟店情報交換制度について

一般社団法人日本クレジット協会（以下「協会」といいます。）は、割賦販売法第35条の18の規定に基づき、経済産業大臣から認定を受けております。協会では、認定業務のひとつである利用者（クレジットの利用者）等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供を、JDMセンターにおいて行っております。
- 加盟店等から収集した情報の登録及び利用について

JDM会員は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査及び取引継続に係る審査等の目的のため、3.（2）に定める各号の情報を収集・利用し、JDMセンターへ登録し、JDM会員によって共同利用します。
- 加盟店情報の共同利用

（1）共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店における利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含みます。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカードカード番号等の適切な管理等」といいます。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社がJDMセンターに報告すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカードカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。

（2）共同利用する情報の内容

- 個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- 個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由
- クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由
- クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含みます。）の事実及び事由
- 利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、当社・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
- 利用者等（契約済みのものに限りません。）から当社及びJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該情報と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報
- 加盟店が行ったクレジットカード番号等々の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報
- 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報
- 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
- 前記①から⑩に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑩の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除きます。

- 登録される期間

上記（2）の情報は、登録日（③及び⑥）にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間登録されます。
- 加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲

協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、クレジットカードカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター※協会員は、協会のウェブサイト（http://www.j-credit.or.jp/）に掲載しています。
- 制度に関するお問合せ先及び開示の手続き

加盟店情報交換制度に関するお問合せ及び開示の手続きについては、下記6. 記載の加盟店情報交換センターまでお申出ください。
- 運用責任者

一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）
東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル
代表理事 松井 哲夫
電話番号：03-5643-0011（代表）

第4条 （当社グループ会社との共同利用）

- 加盟店は、当社が、下記の条件に従って、当社の関係会社と、加盟店情報を共同利用することに同意します。
- 共同利用の範囲

当社の関係会社（当社ウェブサイトで公開したもの）
 - 共同利用の目的

加盟審査、加盟後の加盟店管理及び取引継続に係る審査、当社又は当社の関係会社の商品等の開発・勧誘、市場調査、法令等遵守の確保等の当社又は当社関係会社の業務のため
 - 共同利用する情報の内容

加盟店情報のうち、加盟店の属性情報及び連絡先（氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、電話番号、電子メールアドレス）、並びに、対象取引の内容及び状況など
 - 運用責任者

<p>東京都新宿区西新宿6－8－1 住友不動産新宿オークタワー12階</p> <p>アルファノート株式会社</p> <p>代表取締役 川端 一将</p> <p>電話番号：03-5909-1552</p>

- 第5条** （**第三者提供**）
- 加盟店は、当社が、提携会社に、加盟店情報を提供し、提携会社が、第1条第1項に定める利用目的のために利用することに同意するものとします。
 - 加盟店は、当社が公的機関又は当社が加盟する自主規制機関より要請を受けた場合、加盟店に関連する客観的事実に基づく情報を、当該公的機関に開示することに、あらかじめ同意するものとします。

- 第6条** （**個人情報の開示・訂正・削除**）
- 加盟店の代表者は、当社、提携会社及びJDMセンターに対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、当社及びJDMセンター所定の方法により、代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、当社開示請求の窓口は次のとおりとす。
【窓口】
〒163-6012 東京都新宿区西新宿6－8－1 住友不動産新宿オークタワー12階
アルファノート株式会社 個人情報相談窓口
電話番号：03-5909-1691（10:00～16:00 土・日・祝日・年末年始を除きます。）
 - 万一、当社が保有する加盟店情報、当社が提携会社に対して提供した加盟店情報、又は当社がJDMセンターに登録した登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には当社は速やかに訂正又は削除の措置をとるものとします。

- 第7条** （**本同意条項に不同意の場合**）
- 加盟店は、加盟店が本契約に必要な書類の記載事項（契約書面に契約者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合、必要な届出をしない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、当社が本契約の締結を拒否しあるいは本契約を解除することに同意するものとします。ただし、本条は、当社の本契約の締結に関する意思決定の自由を制限するものではありません。

- 第8条** （**契約不成立時及び契約終了後の加盟店情報の利用**）
- 加盟店は本契約が不成立となった場合であってもその不成立の理由の如何を問わず、加盟申込をした事実、内容について当社が利用すること及びJDMセンターに一定期間登録され、JDM会員が利用することに同意するものとします。
 - 加盟店は当社並びにJDMセンター及びJDM会員が、本契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等に基づき、又は当社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用し続けることに同意するものとします。

＜ 支払先指定オプションに係る特約 ＞

この支払先指定オプション特約（以下「本特約」といいます。）は、当社との間で、当社が定める加盟店規約に基づく加盟店契約（以下「加盟店契約」といいます。）を締結している加盟店が、自社以外の者の預金口座を支払先として指定する場合に適用される特約です。

- 第1条** （**定義**）
- 「本サービス」とは、加盟店が、加盟店契約に基づき当社から支払いを受ける金額について自社の預金口座への支払いを求める代わりに、加盟店が指定する第三者への支払いを指定し、当社が、当該指定先に支払いを行うことにより、当社が、加盟店への支払いを行ったとみなされるオプションサービスのことを意味します。

- 第2条** （**支払先指定オプションの選択**）
- 加盟店は、当社が開設するウェブサイトの加盟店向けの管理画面（以下「管理画面」といいます。）から支払先指定オプションを選択することにより、本サービスの利用を申し込むことができます。また、当社が別途認める場合には、電子メールその他当社が適切と認める方法により支払先指定オプションを選択することができます。
 - 加盟店が前項に基づき、支払先指定オプションを選択し、当社が管理画面において支払先オプションを有効と表示した場合に、本特約に基づく契約（以下「本契約」といいます。）が成立します。

- 第3条** （**支払方法の指定**）
- 加盟店は、本サービスを利用して振込先を指定する場合、当社の管理画面で当社指定の事項を入力する方法、又は、その他当社が指定する方法により、加盟店契約に基づき支払いを受ける支払先口座、決済額、その他当社所定のデータ（以下「振込データ」といいます。）を当社に提供するものとします。
 - 加盟店は、前項に基づき当社に対して通知する事項の内容に誤りがないかについて確認するものとします。

- 第4条** （**振込先指定の制限**）
- 当社は、当社の事務負担の軽減その他の目的のため、加盟店に通知することにより、支払先として指定できる預金口座の数を、一定数以下に制限できるものとします。
 - 当社は、与信リスクのコントロールその他の目的のため、加盟店に通知することにより、本サービスに基づく支払額の上限額を設定することができるものとします。

- 第5条** （**振込データの仕様不備等の場合の振込データの差替等**）
- (i)加盟店が当社に送信した振込データの仕様が当社所定の仕様でないこと、(ii)加盟店が振込依頼をした合計額が当社から加盟店に対する支払予定額を超過していること、その他振込データに問題があることを当社が発見した場合、当社は、加盟店に対してその事実を通知（以下「仕様不備等の通知」といいます。）するものとし、加盟店は、遅滞なく、問題のない振込データを当社に提供し、又は、その他当社が認める方法により、仕様不備等を解消するものとします。
 - 当社が前項に基づき仕様不備等の通知を行ったにもかかわらず、加盟店が振込データを訂正しない場合（振込希望日の所定の時間までに当社に対して訂正後の振込データを提供しない場合を含みます。）、当社は当該振込データによる振込先指定を全体として無効と扱うか、次条に基づき、訂正することができます。
 - 前項に基づき振込データが無効と扱われた場合、当社は、遅滞なく、所定の加盟店の預金口座に対して振り込むものとします。ただし、両当事者間で別段の合意がな

された場合は、当該合意に従うものとします。

- 第6条** （**振込データの仕様不備等の場合の例外的な対応**）
- 前条の規定にかかわらず、介在する金融機関から組戻の間合せがあった場合等、当社が必要やむを得ないと判断した場合には、当社は、加盟店による書面又は口頭の指示又は承諾を得て、振込データに含まれる仕様不備等の問題を自ら修正して当該問題を解消できるものとし、加盟店は当該修正に異議を述べないものとします。

- 第7条** （**振込先指定の撤回**）
- 加盟店は、振込データの当社に対する提供後は、当社の承諾なく、振込データの差し替え若しくは撤回、又は振込先指定の解除若しくは撤回をできないものとします。
 - 前項の規定にかかわらず、加盟店は、振込完了後に、振込先指定の変更、解除又は撤回をできません。

- 第8条** （**支払いの留保等に基づく指定先口座への振込の拒絶**）
- 当社は、(i)加盟店契約に基づく支払いの留保が認められている場合、(ii)支払先として指定された者が反社会的勢力の疑いがあると判断した場合、(iii)マネーロンダリングのおそれがあると判断した場合、(iv)振込データの仕様が当社指定のものでないなどの問題がある場合、(v)その他、法令等遵守の観点から必要と認める場合には、第3条第1項の振込データに基づく振込の全部又は一部を拒絶することができるものとします。

- 第9条** （**指定先への支払処理の失敗**）
- 当社が、振込データに基づく振込先への振込に失敗した場合、又は前条に基づき指定先に振り込むことを拒絶したことにより当該指定先への振込が行われなかった場合、当社は、当該事実を、加盟店に通知するものとします。
 - 当社による支払留保の対象とならず、加盟店に対して支払われるべきであったにもかかわらず、振込データの誤りその他の事由により当社が振込に失敗した部分の額について、当社は、加盟店の所定の口座に遅滞なく振り込むものとします。

- 第10条** （**費用負担**）
- 加盟店は、本サービスを利用する場合には、本サービスに係る以下の費用を負担するものとします。詳細については、別途当社が定める料金表のとおりとします。
指定支払先への振込が成功した場合 成功した1件毎に当社所定の額
指定支払先への振込が失敗した場合 失敗した1件毎に当社所定の額
上記の他の費用 料金表に定めるとおりの額

- 第11条** （**禁止事項**）
- 加盟店は、本サービスの利用に際し、以下の行為を行ってはなりません。
- 反社会的勢力に属する方を支払先として指定すること
 - 違法行為のための支払い又は違法行為に関連する支払のために本サービスを利用すること
 - 前項の他、当社が禁止事項として管理画面等を通じて通知した行為

- 第12条** （**表明・保証の否定**）
- 本サービスは、加盟店へのサービスとして当社が任意に行っているものにすぎず、当社は、支払先に対する支払が、支払予定日に確実になされることを保証しているものではありません。第8条に記載のとおり、チャージバック等に備えた支払留保等の可能性もあります。支払予定日に支払予定額の支払が確実になされないとき大きな損害が生じてしまうようなケースには、本サービスは、適しません。

- 第13条** （**責任の制限**）
- 加盟店による振込データへの記載不備、書式不備、記入の誤り、資金不足による振込不能、又は、振込の誤りについては、加盟店が責任を負うものとし、当社は、振込データに問題がないことの確認の責任を負いません。
 - 当社は、本サービスに関し、次の損害について責任を負いません。
 - 第15条に基づくメンテナンス等のための管理画面へのアクセスの一時停止により生じた損害
 - 戦争、テロ、暴動、地震・雷・津波その他の天災、通信業者の通信インフラの障害、その他当社の重大な過失によらずして生じた損害
 - 逸失利益

- 第14条** （**管理画面による加盟店に対する通知**）
- 当社が、本サービスとの関係で、加盟店に対する通知を行う必要が生じた場合、当社は、加盟店に対する通知を、管理画面にて加盟店が閲覧できる状態とする方法により行うことができます。加盟店は、適宜、IDとパスワードを用いて、管理画面にログインして通知の有無の確認をする必要があり、当社は、当該方法以外の方法で個別に加盟店に通知を行う義務を負わないものとします。

- 第15条** （**本サービスの一時停止**）
- 当社による定期メンテナンス・緊急メンテナンス等のため、管理画面へのアクセスができない時間が生じることを加盟店は了承するものとします。

- 第16条** （**解約**）
- 加盟店は、管理画面から支払先指定オプションの不適用を選択すること、その他当社所定の方法により当社に通知することにより、いつでも本契約を解除し、本サービスの利用を停止することができます。
 - 当社は、加盟店に対して通知することにより、いつでも本契約を解除し、本サービスの加盟店に対する提供を停止することができます。
 - 前項のほか、当社と加盟店との間の加盟店契約が終了した場合には、本契約は、当然に終了するものとします。

- 第17条** （**規約間の優先劣後関係**）
- 本特約と加盟店規約とが矛盾又は実質的に抵触する場合は、本特約が優先するものとします。また、本特約に定めのない事項については、加盟店規約が適用されるものとします。

- 第18条** （**残存条項**）
- 本契約が解除された場合においても、当社のシステムにおける本サービスの利用停止の措置が完了するまで時間的なずれが生じる場合があり、事前に加盟店が指定し

- た所に従い、振込が行われてしまうことがあります。この場合、その処理に必要な範囲で、本特約が適用されるものとします。
- 前項のほか、本契約の終了時に、未履行の金銭債務がある場合には、当該債務の履行に必要な範囲で、本契約は適用さし続けるものとします。
- 前各項のほか、第12条の規定は、本契約終了後も適用されるものとします。

＜ 個別クレジット特約 ＞

この個別クレジット特約は、アルファノート加盟店規約（以下「基本規約」といいます。）に基づく、個別クレジットの取扱いに関する同規約の付随規約です。この特約に定めがない用語は、基本規約に定めるとおりとします。

- 第1条** （**個別クレジット取引の開始**）
- 加盟店が、個別クレジット取引の開始を希望する場合は、基本規約第4条の手続きに従って取扱開始の申請を行い、当社の承認を得るものとします。

- 第2条** （**決済の対象となる取引の種類**）
- 加盟店が取り扱うことができる個別クレジットの種類（12回払い等）は、加盟店が申し出て、当社が認めた範囲とします。

- 第3条** （**個別クレジット取引の手続き**）
- 加盟店は、個別クレジットによる決済を取り扱う場合は、当社が認めた様式の契約申込書を用いて個別クレジット取引の申込を受け付け、かつ、申込書に記載の者の本人特定事項（氏名、住所、生年月日）が正しいことを本人確認書類等により確認するなど、当社所定のマニュアルに従って個別クレジット取引の取扱いを行うもの とします。
 - 加盟店は、個別クレジットの決済方法を指定して、利用者との間で商品等の販売又は提供に係る契約を締結するときは、割賦販売法35条の3の8の規定を遵守して、法定書面（いわゆる契約締結時書面）を、利用者に交付して行うものとします。ただし、利用者が営業のために購入を行っていることが明らかであるなど、同条の適用がないことが明白な場合は、この限りではありません。
 - 加盟店は、前項の場合において、当社から依頼を受けたときは、割賦販売法35条の3の9第2項に掲げる事項（割賦販売法35条の3の9第2項第3号を除きます。）に記載した法定書面を利用者に交付します。交付に先立って、法定書面に記載の不備等がないか十分に確認するものとし、万一利用者に交付済の法定書面に不備等が見つかった場合は、直ちに、正しい法定書面を利用者に交付するものとします。また、当社は、当社の数量と判断により、加盟店に対して法定書面の交付状況及び記載事項の不備等の調査を行うことができ、加盟店はこれに応じ、当該調査で当社が改善を指示した場合は直ちにこれに応じるものとします。
 - 加盟店は、個別クレジットの決済方法により、利用者との間で商品等に係る販売又は提供の契約を締結する場合、当社が個別クレジットの申込を拒絶することがある旨、及び、その場合には、利用者との商品等の販売又は提供に係る契約が遡って無効となる旨を、了承するものとします。
 - 加盟店は、当社が個別クレジットに基づく決済を承認した場合、速やかに商品等を利用者に引渡し又は提供するものとします。また、速やかに引渡し又は提供ができない場合は、その段階で又はそれより前の段階で、利用者に書面（電磁的方法による場合を含みます。）をもって引渡又は提供の時期を通知するものとします。
 - 個別クレジットによる決済については、基本規約第7条の規定を適用しません。

＜ 包括クレジット特約 ＞

この包括クレジット特約（以下「本特約」といいます。）は、アルファノート加盟店規約（以下「基本規約」といい、その付随規約と併せて「基本規約等」といいます。）に基づく、包括クレジットの取扱いに関する同規約の付随規約です。本特約に定めがない用語は、基本規約に定めるとおりとします。

- 第1条** （**包括クレジット取引の開始**）
- 加盟店が、包括クレジット取引の開始を希望する場合は、基本規約第4条の手続きに従って取扱開始の申請を行い、当社の承認を得るものとします。

- 第2条** （**決済の対象となる取引の種類**）
- 加盟店が取り扱うことができる包括クレジットの種類（12回払い等）は、加盟店が申し出て、当社が認めた範囲とします。

- 第3条** （**包括クレジット取引の手続き**）
- 加盟店は、包括クレジットによる決済を取り扱う場合は、当社が認めた様式の入会申込書を用いて包括クレジット取引の申込を受け付け、かつ、申込書に記載の者の本人特定事項（氏名、住所、生年月日）が正しいことを本人確認書類等により確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」といいます。）に基づく取引時確認に係る業務を含みます。）するなど、当社所定のマニュアルに従って包括クレジット取引の取扱いを行うもの とします。
 - 加盟店は、包括クレジットの決済方法を指定して、利用者との間で商品等の販売又は提供に係る契約を締結するときは、割賦販売法30条及び30条の2の3の規定に基づき必要とされる事項について、取引条件の表示及び情報提供を行うものとします。ただし、利用者から求められた場合は、法定書面（いわゆる契約締結時書面）を、利用者に交付して行うものとします。
 - 加盟店は、包括クレジットの決済方法により、利用者との間で商品等に係る販売又は提供の契約を締結する場合、当社が包括クレジットの申込を拒絶することがある旨を、了承するものとします。
 - 加盟店は、当社が包括クレジットに基づく決済を承認した場合、速やかに商品等を会員に引渡し又は提供するものとします。また、速やかに引渡し又は提供ができない場合は、その段階で又はそれより前の段階で、会員に書面（電磁的方法による場合を含みます。）をもって引渡又は提供の時期を通知するものとします。
 - 包括クレジットによる決済については、基本規約第7条の規定を適用しません。

- 第4条** （**業務委託**）
- 当社は、前条に定める業務（入会申込書の受け及び割賦販売法30条に基づく取引条件の表示及び同法30条の2の3第1項から4項に基づく情報提供等を含みます。）及び犯収法に基づく取引時確認並びにこれに準ずる取引（特別の注意を要する

取引）の検出・当社への届出に係る業務を加盟店に委託し、加盟店はこれを受託するものとします。加盟店は、当社所定のマニュアルに従って当該業務を行うものとします。

- 当社は、前条第1項及び前項のマニュアルの策定にあたって、法令等の遵守を第一としつつ、業務の円滑な運営の観点から、加盟店と事前に協議するものとします。

- 第5条** （**再委託**）
- 加盟店は、前条の業務委託を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に委託（委託先による再委託その他の数次の委託を含みます。）することはできないものとします。

- 第6条** （**検査**）
- 当社は、第4条の業務委託の履行状況の確認、法令等及び基本規約等の遵守の確認を目的とし、加盟店に事前告知のうえ、加盟店の事業所及び営業所に立ち入り、本件業務委託に関する検査を実施できるものとします。なお、当社が加盟店の事業所及び営業所に立ち入る場合は、加盟店の施設管理規則等に従い、また、原則として、加盟店の就業時間内に検査を実施するものとします。ただし、必要やむを得ない事情がある場合は、例外的に就業時間外又は休日であっても、検査を実施できるものとします。
 - 当社は、当社が必要と認める場合、加盟店に対し、本件業務委託の履行状況の報告を求めることができるものとします。
 - 加盟店は、割賦販売法又は犯収法その他関連法令に基づき、政府（又は日本クレジット協会）から立入検査、報告徴求、その他の調査が当社又は加盟店に関して行われる場合、これに協力するものとし、かつ、本件業務の委託先に協力させるものとします。

- 第7条 （**本特約の有効期間**）
- 加盟店において、包括クレジット取引の取扱いが終了したとき、本特約も終了するものとします。